

令和2年7月22日招集

茂原市議会臨時会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

令和2年7月22日（水）午前10時00分開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号及び議案第1号の上程説明
並びに質疑後委員会付託

第4 請願の上程後委員会付託

第5 議案並びに請願の総括審議

茂原市議会臨時会会議録（第1号）

令和2年7月22日（水）午前10時00分 開会

○議長（ますだよしお君） おはようございます。ただいまから令和2年茂原市議会7月臨時会を開会します。

現在の出席議員は21名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

午前10時00分 開議

○議長（ますだよしお君） 直ちに本日の会議を開きます。

————— ☆ ————— ☆ —————

議会運営委員会委員長の報告

○議長（ますだよしお君） 最初に、今臨時会の運営につき、閉会中に議会運営委員会を開会し、種々協議を行いましたので、その内容について議会運営委員会委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 田畑 毅君。

（議会運営委員会委員長 田畑 毅君登壇）

○議会運営委員会委員長（田畑 毅君） おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る7月8日に招集告示されました令和2年7月臨時会の運営につき、7月15日に委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

まず、会期につきましては、付議事件であります議案等の内容を勘案し、本日1日とすることといたしました。

次に、日程につきましては、会議録署名議員の指名、会期の決定、報告第1号及び議案第1号の上程説明並びに質疑後委員会付託、請願の上程後委員会付託、議案並びに請願の総括審議を議題とすることといたしました。

報告第1号及び議案第1号の上程説明並びに質疑後委員会付託につきましては、議案等の提案理由の説明を行った後、議案等調査のため休憩を挟み、本会議再開後に議案質疑を行うことといたします。

その後、請願の上程後委員会付託を行い、本会議は休憩。その間に教育福祉委員会を開催し、議案第1号並びに請願第1号を審査、委員会審査終了後に本会議を再開し、議案並びに請願の総括審議を行うことといたしました。

なお、報告第1号につきましては、先例に倣い、委員会付託を省略することといたしました。
以上が、今臨時会の運営に関する協議決定事項であります。

議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（ますだよしお君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

諸 般 の 報 告

○議長（ますだよしお君） 次に、本日招集されました臨時会の議案等説明のため、市長並びに関係行政機関に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席報告がありました。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、必要最低限の人数となっておりますので、御了承願います。

次に、お手元に配付のとおり、地方自治法第180条第2項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（ますだよしお君） 本日の議事日程は、既にお手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

会議録署名議員の指名

○議長（ますだよしお君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本件については、会議規則第88条の規定により、議長から指名します。

会議録署名議員に

17番 鈴木 敏 文 君

19番 三 橋 弘 明 君

の2名を指名します。

————— ☆ ————— ☆ —————

会 期 の 決 定

○議長（ますだよしお君） 次に、議事日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、議会運営委員会の協議に基づき、本日1日としたいと思

いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日1日とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 長 の 報 告

○議長(ますだよしお君) ここで報告します。本日、市長から今臨時会に提出するための議案の送付があり、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

報告第1号及び議案第1号の上程説明並びに質疑後委員会付託

○議長(ますだよしお君) 次に、議事日程第3「報告第1号及び議案第1号の上程説明並びに質疑後委員会付託」を議題とします。

議案の上程については、報告1件並びに議案1件を一括上程します。

市長から提案理由の説明を求めます。市長 田中豊彦君。

(市長 田中豊彦君登壇)

○市長(田中豊彦君) おはようございます。本日、令和2年茂原市議会7月の臨時会を開催することとなりました。議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、御苦勞さまでございます。

初めに、新型コロナウイルス感染拡大についてでございますが、7月8日に本市で4月7日以来となる感染症患者が確認されたところであります。これを受けまして、7月9日からは市内全ての公共施設において、利用者に対して検温を実施するとともに、本庁及び本納支所以外の施設では、新たな感染症患者が確認された場合に備え、利用者台帳を整備し、施設利用者の把握に努めているところでございます。

今後につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2次交付額が示されましたので、さらなる感染拡大防止や地域経済の活性化に資する事業に取り組んでまいりたいと考えております。

市民の皆様におかれましては、引き続き3つの密の回避や人と人との距離の確保、マスクの着用、こまめな手洗いなどの新しい生活様式を実践していただくとともに、感染が拡大している地域への移動を控えるなど、感染拡大防止に御協力くださいますようお願いを申し上げます次第であります。

さて、本臨時会に御提案申し上げます案件は、報告1件、契約の締結1件の合計2件でござ

います。

報告第1号は「専決処分の承認を求めることについて」でございます。本報告は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した感染拡大防止等に対応するための一般会計の補正予算について、急施を要するものとして令和2年6月23日に専決処分をいたしたので、御承認を求めるものでございます。

次に、議案第1号「契約の締結について」は、本納小学校の校舎建設工事の契約の締結について、予定価格が条例で規定する1億5000万円以上であるため、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、本臨時会に提案しております2案件の概要でございます。詳細につきましては、それぞれの担当部長から説明させますので、よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（ますだよしお君） 企画財政部長 麻生新太郎君。

（企画財政部長 麻生新太郎君登壇）

○企画財政部長（麻生新太郎君） 企画財政部所管に関わります報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本報告は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルスの感染拡大の防止、国のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業等への対応について、予算の措置の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和2年度茂原市一般会計補正予算（第4号）について、令和2年6月23日に専決処分をいたしましたので、その御承認を求めるものでございます。

補正予算の内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4059万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ424億6769万4000円にしたものでございます。

その概要でございますが、主な歳出といたしましては、2款総務費、1項総務管理費、19目特別定額給付金給付事業費の特別定額給付金給付事業につきまして、特別定額給付金事務に係る職員の時間外勤務手当の増が見込まれるため、職員手当等に1327万5000円を追加したものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の住居確保給付事業につきまして、住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、国が対象要件を緩和し、利用

件数の増が見込まれることから、住居確保給付金に1637万4000円を、同じく1目社会福祉総務費の新型コロナウイルス感染拡大防止事業につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内の高齢者施設に配布する消毒液等を購入するため、消耗品費に1371万9000円を、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の放課後児童健全育成事業につきまして、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休校等により学童クラブを開所する経費、人材確保等に要する経費等を補助する通年学童保育事業費補助金に1496万円を、同じく1目児童福祉総務費のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に対し、臨時特別給付金を支給するひとり親世帯臨時特別給付金給付事業を実施するため、職員手当等、郵便料、ひとり親世帯臨時特別給付金給付費等に7248万円をそれぞれ追加したものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の新型コロナウイルス感染症予防対策事業につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、国から布マスクの供給を受けない保育所及び幼稚園の園児に対し配布する布マスクの購入等の消耗品費、帰国者・接触者外来を設置し、検体採取を行っている長生郡市内の医療機関に対し、長生郡市7市町村で負担割合に応じ負担する帰国者・接触者外来設置運営協力金等に978万8000円を追加したものでございます。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金は、住居確保給付金の増額に伴う生活困窮者自立支援国庫負担金の増により1228万円を、2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染拡大防止事業等に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に係る補助金等により1億1560万3000円を、17款県支出金は、通年学童保育事業費補助金の増額に伴う千葉県子ども・子育て支援補助金の増により634万1000円を、21款繰越金は、所要一般財源として前年度繰越金に637万2000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、報告1件について御説明いたしました。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（ますだよしお君） 教育部長 岩瀬裕之君。

（教育部長 岩瀬裕之君登壇）

○教育部長（岩瀬裕之君） 教育部所管に関わります議案第1号「契約の締結について」御説明申し上げます。参考資料と併せて御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、本納小学校の裏の崖が土砂災害警戒区域等に指定されたことになったため、本納小

学校の児童の安全を確保するため、新しい校舎を本納中学校敷地内に建設し、早急に移転を図りたいと考え、事業を進めております。

令和2年度では、新校舎建設に係る費用を当初予算で御可決いただきましたので、現在は入札により決定した業者と令和2年6月15日付で仮契約を締結しております。そしてこのたび、本納小学校の校舎建設工事の契約の締結について、予定価格が1億5000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を頂こうとするものでございます。

契約の概要といたしましては、本納小学校の新校舎建設工事で、契約の方法は制限付一般競争入札、契約金額は4億5540万円、契約の相手方は株式会社緑川組でございます。

工事の内容といたしましては、本納中学校敷地内の柔剣道場南側の学校敷地に鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積1054平方メートルの校舎を建設するもので、普通教室を8教室、配膳室、トイレ、エレベーターなどのほか、西側には昇降口やスロープ、北側には給食を受け入れるプラットフォームを建設いたします。また、防音対策や振動対策として窓は二重サッシとし、基礎部分には防振材を使用いたします。そのほか、LED照明やエアコンの設置など、子どもたちの安全面や教育環境も考慮した校舎といたします。

なお、工期は令和3年8月10日です。

以上、教育部所管に関わります議案について説明させていただきました。

よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（ますだよしお君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

午前10時19分 休憩

☆ ☆

午前10時35分 開議

○議長（ますだよしお君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

最初に報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に、議案第1号「契約の締結について」質疑に入る前に申し上げます。飯尾暁議員より、議案第1号の質疑に関する資料の配付の申入れがありましたので、これを許し、お手元に配付しました。

次に、議案第1号「契約の締結について」質疑を許します。

飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） それでは、第1号「契約の締結について」3点お伺いいたします。

まず第1に、本契約に関わります国への補助金、校舎建設に関する補助金の申請のことなんですけれども、これに関しまして、4月10日付で文科省に対して申請されました国庫負担事業認定申請、いわゆる茂教総第4号及び第6号、これと関連しておるものであります。文科省が認定して補助金を支給するとしたのは新治小と本納小の統合だと思われましてけれども、入札で述べられているこの内容ですけれども、本納地区小中一貫型校舎建設工事となっております。この件に関して矛盾がないかどうかを伺うわけですけれども、明らかに趣旨が違っていると私は考えております。文科省が認可した内容は、あくまでも新治小と本納小の統合という名目における校舎建設ではないのでしょうか。小中一貫型校舎建設ではないはずでございます。この点を明らかにしてください。

2つ目ですけれども、この契約に連動いたしますさきの補助金申請に関してでございますけれども、申請の条件であります認定申請時点での本納小学校と新治小学校についての統廃合を定める条例の締結がないために、これは茂教総第6号とされておりますけれども、この確約書が提出がされて、その内容ですが、令和4年の12月議会で条例を改正し、令和5年度に統合することを確約するという内容でございます。この件はさきの議会で問題視されたことでありますけれども、改めてお聞きいたしますけれども、この確約書の提出をしたことについての正当性を伺いたい。正しい判断で正しい行動だったとお考えなんですか。これが2点目です。

次に、入札の価格の事前の漏えいの可能性について伺います。この契約での入札に関わってお聞きいたします。一般の皆さんに入札があるということを周知させます公告、これが5月13日だったと思っております。文科省へのさきの補助金申請が4月10日、この申請には、これは当たり前ですが、工事費用が明記されているわけでありまして。これは、入札予定価格と同額です。入札する業者から見れば、予定価格は本当に知りたいはずで、喉から手が出るほど知っていたい、こういうはずでありますけれども、時系列的に見て、この補助金申請によって予定価格が半ば公になって、事前に業者の皆さんに知り得ることになったわけでありまして。本来明示されない予定価格が言わば公になったんでありますから、事前に周知させたも同然ではないのでしょうか。公正性が疑われますけれども、どう説明されますか。公正性が保たれたと言えるのでしょうか。

以上、最初にお聞きします。

○議長（ますだよしお君） 当局の答弁を求めます。教育部次長 渡辺裕次郎君。

○教育部次長（渡辺裕次郎君） 小中一貫型校の校舎建設ではないのではないかと御質問に対して御答弁いたします。

こちらにつきましては、第1次実施計画におきまして、本納小、新治小、豊岡小は将来的に統廃合が必要であるということで第1次実施計画の中で定められておりますので、こちらについては整合性が図られているものと考えております。

次に、確約書の提出ということで、こちらの正当性を伺いたいということに対して御答弁いたします。こちらにつきましては、市の財源確保のために必要だという判断の下で実施しておりますので、正しい判断であったものと考えております。以上でございます。

○議長（ますだよしお君） 総務部次長 田中正人君。

○総務部次長（田中正人君） それでは、3点目につきまして答弁させていただきます。

申請につきましては、情報公開制度に基づきまして開示されるものと考えておりますので、特段の問題はないものと認識をしております。以上でございます。

○議長（ますだよしお君） 再質問ありますか。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 御質問にお答えになっていないんですけど、第1の補助金申請の趣旨でございますけれども、入札で述べられていることは本納地区の小中一貫型校舎建設で、国に対しては統廃合だと、こう言っているわけじゃないですか。それは違うじゃないですか。これはお聞きしても答えは出ないと思いますけれども、お聞きの皆さんと一緒に考えていただきたいと思います。

次の補助金申請の確約書に関してのことなんですけども、財源確保のためには議会を無視しても何をやってもいいと、こういうことだと思います。その辺を車で走っておってお巡りさんに交通違反で取っ捕まって、急いでいたから仕方ないじゃないかと、こういうことがここで通っているということです。議会制民主主義に反する行動、住民を無視した行動だったということはお認めになりますか。これが2つ目の質問です。

3つ目の入札価格の漏えいの可能性についてでございますが、補助金申請の書類が5月に明らかになったはずでしょう。業者の皆さんが知らないわけじゃないですか。私たち議員が知ってるんだから。全国オンブズマン連絡会議は、こういうことを言っているんです。過去の談合訴訟や公正取引委員会の審判を経て、落札率が95%以上のものを極めて談合の疑いが強いとしているわけです。この契約はそういうことに照らしてどうなんですか。公正だと言えるんでしょうか。私は市のホームページから最近の入札の結果を見てみたんですけども、これ

はすごいじゃないですか。予定価格ほぼそのものの価格で入札されている。本件なんか物すごいじゃないですか。これは、こういうことに照らして本当に公正だったと言えるんですか。以上です。

○議長（ますだよしお君） 答弁を求めます。教育部次長 渡辺裕次郎君。

○教育部次長（渡辺裕次郎君） 補助金申請の確約書についてでございますが、重要な案件でございましたので、事前に議会に報告した上で申請手続を進めるべきであったと今も考えております。大変申し訳ございませんでした。このようなことが今後ないように実施してまいります。以上です。

○議長（ますだよしお君） 総務部次長 田中正人君。

○総務部次長（田中正人君） それでは、3つ目の質問でございますけれども、今回の工事に関しまして、談合等の不正行為については、こちら側としては承知をしておりません。入札につきましては、適正に執行されたものと考えております。以上でございます。

○議長（ますだよしお君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） それでは、3度目なのでこれで最後にしますけれども、補助金申請の確約書に関して念押し的にお聞きしたいんですけれども、議会はこの件で尊厳を著しく損なわれて、当局との信頼関係を大きく損なわれたわけです。議会軽視どころか議会無視じゃないですか。ひいては市民を愚弄する行為なんです。重要な案件だったから仕方がないじゃないかと再度おっしゃられましたけど、このことを議会と市民にどうやって納得していただくんですか。その方策を今お考えでしたら示してほしい。

次の3つ目の入札予定価格の件ですけど、これはさきのオンブズマン連絡会議によれば、この提出させていただいた資料に書いてありますけれども、正しく公共工事に対する競争入札が行われれば、落札率80%台以下になる。こう言ってらっしゃる。そうすれば、本件だけでも8000万円以上の節約になるわけです。財政負担の軽減となるわけであります。真剣に考えるべきじゃないですか。これは提案にとどめますが、先ほどの、議会を無視して重大なことだからやっちゃいましたよと、これ、どうやって皆さんに納得していただくんですか。お考えがあったらお聞かせください。

○議長（ますだよしお君） 答弁を求めます。教育部次長 渡辺裕次郎君。

○教育部次長（渡辺裕次郎君） 住民を無視したというような御指摘なんですけども、そういうことでは決してございません。こちらについては、審議会にも御説明させていただきました。こちら、統合がなかった場合は、返還するというところで考えておりますので、御理解をお願い

したいと思います。以上でございます。

○議長（ますだよしお君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております報告第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがって、報告第1号については、委員会付託を省略することと決定しました。

なお、議案第1号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管委員会にその審査を付託します。

————— ☆ ————— ☆ —————

請願の上程後委員会付託

○議長（ますだよしお君） 次に、議事日程第4「請願の上程後委員会付託」を議題とします。

請願1件を上程します。

ただいま上程しました請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管委員会にその審査を付託します。

ここで、しばらく休憩します。

午前10時45分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後4時10分 開議

○議長（ますだよしお君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

先ほど審査を付託しました案件について、所管委員会から審査結果の報告がありましたので、お手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに請願の総括審議

○議長（ますだよしお君） 次に、議事日程第5「議案並びに請願の総括審議」を議題とします。

最初に、教育福祉委員会委員長、向後研二君から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

教育福祉委員会委員長 向後研二君。

(教育福祉委員会委員長 向後研二君登壇)

○教育福祉委員会委員長(向後研二君) 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今臨時会において付託されました議案1件、請願1件について、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第1号「契約の締結について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「国庫負担金の関係書類の工事費の金額と今回の予定価格は幾らか」との質疑に対し、「工事費は税込みで4億6523万円余、予定価格は税込みで4億6530万円余である」との答弁がありました。

次に、「予定価格が4億6530万円余で、確認調書では4億6523万円余と金額に違いがあるが、これらの情報は情報公開で請求できるのか」との質疑に対し、「この情報は非公開の情報であり、市としては情報公開請求でも開示されるものではない」との答弁がありました。

次に、「今回の入札について、情報漏えいなどはなく適正に入札されたと認識しているのか」との質疑に対し、「情報漏えいなどはなく、今回の入札は適正に執行されたと認識している」との答弁がありました。

次に、「統廃合の確約ができない中で、なぜ確約書を付して負担金の申請をしたのか」との質疑に対し、「国、県の制度について調査したが、今回申請した統合に係る負担金が唯一活用可能であった。今回の申請は財源確保の観点から行ったものである」との答弁がありました。

また、委員より、「本納小学校の移転について、本議会では建設予定地の地質調査費、新校舎設計業務委託、校舎建設工事費に係る予算を可決してきた経緯がある。また、PTAからの要望書、陳情により、子どもたちの安全を確保することが求められており、移転が最短で最善の策であると考えられるため、契約に明確な違法性が認められない限り、本契約を締結すべきと考える」「工期は令和3年8月となっており、最短で小学校が移転でき、また入札は適正に執行されており、契約の締結に賛成である」「国庫負担金申請は議会に諮ることなく進められたものであり、負担金交付後、令和5年までに統合できなければ負担金を返還すればいいという市の姿勢に疑義があり、契約の締結に反対である」「契約に係る入札に疑義があると思われること、また国庫負担金申請手続に問題があるため、本契約は白紙撤回すべきであり反対であ

る」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については、賛成者少数により否決することと決定しました。

次に、請願第1号「住民合意のないまま本納中学校敷地への小学校建設に反対する請願」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「十分な住民合意のないまま進めているという内容だが、市はどう考えるのか。また、その根拠は」との質疑に対し、「これまで11回にわたる地域住民やPTAに対する説明会を実施してきたが、大きな反対の声はなかったことから合意は得られているものと考えている」との答弁がありました。

次に、「請願によれば、本納小学校の裏の崖の整備が最優先だとのことだが、それに係る費用や期間は」との質疑に対し、「用地交渉や文化財調査、崖を崩しての土砂撤去から法面保護までおよそ5年程度かかるものと見込まれる。また、費用は、土砂災害警戒区域から外すためには崖を30度で削るの必要があり、測量や調査、工事、土砂の処分費などを含めると、概算で12億円程度かかる見込みである。また、本納小学校は築後47年が経過しており、引き続き使用するには、数年のうちには大規模改修工事が必要となる。それにはさらに二、三年の期間と4億円から5億円の費用がかかるものと見込んでいる」との答弁がありました。

次に、「本納中学校の生徒の中で、3年生は受験を控えていることや、テニスコートがなくなるというような話も出るなど、小学校が建設されることに対して不安の声があるようだが、中学生への周知は」との質疑に対し、「本納中学校の生徒に対しては、カリキュラムの変更など、今後の見通しについての理解を求めため、具体的な説明を実施していく。テニスコートに関しては、本納中学校敷地北側道路の拡幅が予定されており、その内容によっては影響が出る可能性がある」との答弁がありました。

次に、2000名を超える反対の署名が集まっていることに対する市の認識は」との質疑に対し、「本納小学校の移転に対して反対の声があることは承知している。一方で、移転を望む要望書や請願が提出されていることなど、多くの本納小保護者は早期の移転を望んでいる。市教育委員会としては、子どもたちの安全確保のためには現在の計画を進めることが最短で最善の方策であると考えている」との答弁がありました。

また、委員より、「本納中学校敷地内への移転については、平成30年8月に本納小学校PTAより要望書が提出され、令和元年11月に本納小学校校舎移転に関する請願が本納小学校PTAより提出された」との報告があった。

Aから提出された。これは子どもたちを10月25日の大雨による土砂災害の状況から避難させた
い保護者の切実な思いを受けて可決したものである。来年の9月には新校舎で学ぶということ
ができるという状況を鑑みると、本請願には反対である」「本請願だけではなく、2267名の住
民の声はとても重いものである。このような住民の声をぜひ通してあげたい」「本請願にある
ように、市町村合併と同じで本納地区の将来のまちづくりの大変重要な一歩であり、単に本納
中学校敷地内に一緒にするような簡単な考えでは困る。一度立ち止まって、もう少し最善策を
考えていただきたい」「令和元年7月に土砂災害警戒区域の指定を受け、10月25日には実際に
崖崩れが発生している。本請願にある崖の整備を実施するためには、文化財調査など各種調査
で5年、さらに十数億の費用が発生し、本納小学校の大規模改修を含めると7年から8年はか
かるとのことであるため、現在の方法が最善と考える。よって、本請願には反対である」との
意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、請願第1号については、賛成者多数により採択する
ことと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（ますだよしお君） 以上で、教育福祉委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

ここで申し上げます。市原健二議員より、討論に関する資料の配付の申入れがありましたの
で、これを許し、お手元に配付しました。

討論の通告がありますので、これを許します。杉浦康一議員。

（8番 杉浦康一君登壇）

○8番（杉浦康一君） もばら会の杉浦康一でございます。もばら会及び令和茂原並びに新政
会の3会派を代表して、議案第1号「契約の締結について」賛成の立場で討論を行います。

本議案は、本納中学校の敷地内に本納小学校の新校舎を建設するための工事請負契約を締結
しようとするものであります。

教育福祉常任委員会では、先ほどの向後委員長の報告にもありましたように、反対者多数に
より、大変遺憾ながら否決されたところであります。しかしながら、この新校舎の建設は、土

砂災害防止法の特別警戒区域に指定された本納小学校の子どもたちの安全対策を最も早くかなえるために欠くことのできないものであります。

昨年10月25日の大雨では、市内に大きな被害をもたらしたところですが、本納地区でも各地で崖崩れや地滑りが発生しました。保護者の皆様方が心配していた本納小学校の裏山の崖も崩れ、防護フェンスを押し潰してしまいました。幸い、子どもたちや教職員にけが人は出ませんでした。保護者の皆様方の不安が現実のものとなったところであります。

今年もまた、九州地方をはじめ、全国各地で大雨による地滑りなどが多発しております。市内では、今のところ地滑りを起こすような大雨は降っていませんが、これから台風シーズンを迎え、昨年のような大雨がいつ降らないとも限りません。一刻も早い安全対策の実施が必要です。本議案を御可決いただき、建設工事が順調に進めば、来年8月上旬には新校舎が完成し、夏休み中に引っ越し作業を終え、9月からは安全な校舎の中で子どもたちが安心して勉強に打ち込むことが可能となります。

議員の皆様におかれましては、本納小学校の子どもたちが一日でも早く安全な教育環境の下で学校生活が送れますように、また、保護者の皆様も安心して我が子を学校に送り出せますよう、本議案を御可決いただきますようお願い申し上げます。私の賛成討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（ますだよしお君） 常泉健一議員。

（21番 常泉健一君登壇）

○21番（常泉健一君） 反対討論をさせていただきます。

本納小学校を本納中学校敷地内へ移転し、新たな校舎を建設しようとする契約の締結案に反対し、その理由を述べます。

この問題については、これまでに一般質問や予算審査などで議論をされてきましたが、その都度当局からの答えは、審議会の答申である、PTAの要望、請願であるとして、ただただこれだけを繰り返し、全く要領を得ず、納得のいくものではありません。そして、昨年の台風や豪雨の後には、それまでの理由を少子化としていたものを、崖から子どもたちを逃がすとして理由をすり替え、本納地区の小学校と中学校を統合、小中一貫型校へとされ、移転先は学校再編審議会の答申では中学校付近とされたが、その移転先さえも真剣に探すことなく、結果、グラウンドも見えない本納中学校敷地内に建設するということは、小学校に通う子どもたちの教育環境の悪化につながるものであります。

教育委員会は、保護者の方への説明では、教室やトイレなど施設の快適性だけを前面に出し、

グラウンドも体育館も狭いまま、挙げ句の果てには、仮に移転した場合も、説明会の答弁は場当たり的で支離滅裂、本納小学校のグラウンドや体育館を使用することもあり得ると聞いておりますが、これではそもそもの問題解決にはならず、本末転倒ではないでしょうか。

また、建設に当たっての国の交付金申請では、本納小学校と新治小学校を、令和4年12月の議会で条例を改正し、令和5年度に統合することを確約いたしますという内容の確約書を議会の承認を得ないまま提出し、さらには、文部科学省より予算交付申請の内示のないまま入札執行をするなど、疑惑は絶えず湧いてきております。

さらには、地方3団体は、コロナ予防として公立中学校で少数人数学級を早急に導入するよう求める緊急提言書を文部科学省に提出されたところであります。萩生田光一文部科学大臣は、しっかりと取り組んでいくと前向きな姿勢を示したという中で、この提言書では、教育環境を継続するには少数人数学級がぜひとも必要としております。少数人数学級を可能にするには、今計画されている施設で対応できるでしょうか。

そして、一番の問題は、今回9日間という短時間でありながら、地元の皆様をはじめ、各小中学校卒業生など2267名という多くの反対署名が集まり、このたび請願が出されたところであります。地元の声は、本納小児童の安全を確保するには、小学校の移転ではなく、崖を整備し危険を除去することである。これが最優先であるとしております。

この請願からも分かるように、多くの疑問、疑念、課題を山積したまま解決せずに、住民合意もなく、真摯に向き合う姿勢も見られず、民意を無視したまま小学校建設を進めようとする状況は、行政のかじ取りをする田中市長はどう考えておられるのか。地域住民の声を無視する政策はやめて、地域住民の負託に応えるためにも再度検討すべきと思ひ、本事業契約議案に反対するものであります。以上です。

○議長（ますだよしお君） 傍聴されている方に申し上げます。ただいま議事が進行中でありますので、傍聴席からの拍手はお控えくださいますようお願いいたします。

山田広宣議員。

（12番 山田広宣君登壇）

○12番（山田広宣君） 公明党の山田広宣でございます。会派公明党を代表して、議案第1号「契約の締結について」賛成の立場から討論いたします。

今回の議案は、本納地区小中一貫型校校舎建設工事の契約締結であります。これまで本市議会では、本納小学校の移転に関して慎重の上にも慎重に審議を重ね、今日に至っております。これまで議会が採択してきた結果に従い、移転予定地の地質調査、新校舎の設計業務、小学校

校舎建設費の予算確保と手順を踏んで進んできたことは明確な事実であります。これまでの経緯を踏まえれば、正当な理由、十分理解が得られる理由なくして、これまでの経緯をほごにしてはならないと考えるのであります。本納小学校の本納中学校敷地内への移転について、保護者や住民が不安に思う声については、不安払拭のため、引き続き理解を得る努力を重ねる必要があります。しかしながら、本議案である契約の締結に関する反対意見を聞き、議員という立場ででき得る調査をする限り、契約を否決すべき明白な理由は認められないと考えます。

また、今回の契約締結に直接関係する議論ではないものの、別の場所への新校舎建設や現本納小学校校舎裏の崖を崩すべきだという意見は根強くあります。しかし、それらの方策では、現在進行中の計画に比べて時間、費用ともにかかることは明らかであります。本納小学校周辺の崖が土砂災害警戒区域さらには土砂災害特別警戒区域に指定されたことで不安を感じ始めた保護者は、昨年10月25日の大雨で実際に崖が崩れたことで、その不安は一層増したものと思われます。それゆえ、子どもたちの安全安心を一刻も早く実現してほしいという保護者の思いが、昨年12月議会において、請願という形で本納小学校PTAより懇願された経緯を決して忘れてはなりません。

現実には、自分の子どもを小学校に預けている保護者の切実な思いを大いに尊重すべきではないでしょうか。我々が最も優先すべきは、学校で大半の時間を過ごす子どもの安全安心であり、子どもの命であります。でき得る限り最短の時間、最速のスピードで子どもの命を保障すべきであることを一瞬たりとも忘れてはなりません。今回の契約締結に関する議案が可決されたとして、計画どおりに工事が進めば、来年9月から安心した学校生活を送れることになるのであります。つまり、最短の時間で子どもの命を保障することになるわけであります。今できる最善の方策を選択することが我々市議会に一番求められていることであることを、決して忘れていただきたいと思いますのであります。

先般実施された保護者向けアンケートの調査結果によれば、環境変化による子どもへの影響を心配する声があることは十分承知いたします。保護者が心配される環境変化の1つとして、小中一貫教育への移行があらうかと思えます。この教育によれば、9年間を通して教育内容に一貫性を持たせることができる上、教科担任制の導入などにより、質の高い教育効果が見込まれるという大きな期待を持ち合わせております。教育委員会は、子どもの可能性を大きく開くチャンスと捉え、茂原市におけるモデルスクールとして全力で取り組んでいただきたいと思います。さらに、保護者に対して小中一貫教育について具体的かつ丁寧な説明を今後もしていただき、改善が必要となれば適切な対応をお願いするものであります。

ところで、新校舎建設予定地を含め本納中学校校舎は、過去の大雨災害時や昨年10月25日の大雨時においても浸水していないことは、関係者の話から確認されております。しかしながら、今後のさらなる気候変動を考慮すれば、ソフト対策として取り決めた非常変災時対応の徹底と併せ、より安全な環境を確保するため、町内連携による学校周辺道路及び通学路の浸水対策を推進していただくことを要望させていただきます。

既に皆様御承知のとおり、今回の議案は本納小学校の移転に関するものであり、新治小学校、豊岡小学校の統合に関するものではありません。本納地区小学校の統廃合については、第2次学校再編審議会の答申を受け、今後検討してまいりたいと考えております。

最後に、今回の議案を可決することは、今ある環境下において本納小学校に通う子どもの命を最速のスピードで守ってあげられる最善の方策であるものと確信いたします。現時点で全ての事項がクリアされているわけではありませんが、今後も検討、改善すべきことは様々出てくるかと思えます。それらに関しては、教育委員会を中心に真摯に対応すべきであり、議会は今でき得る最善の方策、総合的な判断をすべきであることを改めて強く申し上げます。

以上、議案第1号「契約の締結について」、会派公明党としての賛成討論といたします。

○議長（ますだよしお君） 飯尾 暁議員。

（1番 飯尾 暁君登壇）

○1番（飯尾 暁君） 日本共産党の飯尾 暁でございます。会派を代表いたしまして、反対の立場で討論に参加いたします。

それでは、本議案に反対し、その理由を述べます。

この問題の本質は、この統廃合計画が公共施設再編計画、それを基に、その中でも最も大きな施設である学校を統廃合することに着目して、文科省が推奨して進める学校統廃合の手引を利用して、昨今の少子化を理由に、小規模校は切磋琢磨がなされない、クラス替えができないので人間関係が固定化するなど、教育的根拠のない誤ったルールの上に立つ統廃合計画により進められている、こういう大きな根本的な問題がございます。

小規模校デメリット論につきましては、多くの教育研究者によりその根拠も否定されております。むしろ、今も終息の兆しが見えないコロナ禍を経験し、ゆとりある学校教育がなされなければならない重要なときに、この計画は自ら密の状態をつくり出す、まさに子どもたち置き去りの事業計画である点をまず最初に指摘しておきます。

さて、まず第1に、この契約においては、一般競争入札と言いながら公正な競争が行われた末の入札かどうか強く疑われる事実について、指摘しなければなりません。

全国オンブズマン連絡会議は、過去の談合訴訟や厚生取引委員会の審判から、さらに全国落札調査を踏まえて、落札率95%以上のものを談合の疑いが極めて強い、また落札率90%以上を談合の疑いがあるとしております。本件については、落札率98%というまさに談合が疑われてもしかるべきと、こういうものとなっております。このことだけでも、この契約は社会的な公正性が全く欠落し、議会として認めるわけにはいかないものだと考えております。さらに言及すれば、このほかの直近の13件の学校関連の事業に関する入札についての落札結果は、ほとんどが95%超の落札率となっております。そして、当局の事業姿勢が鋭く問われる状況となっていることとなります。

第2に、既に問題になっているこの事業に関わる国庫補助金申請での申請の条件不備による確約書なるものの存在でございます。この申請を行うために必要な小学校2校の統合に関する条例が制定されていないために、2年後の12月議会でその条例の制定を確約するというものがあります。議会に何の相談もなく、誰が2年後の議会での条例制定を確約、約束できるのか。このことは議会制民主主義を根底から踏みにじるもので、議会の存在をないがしろにし、住民をも愚弄するもので、到底容認できるものではありません。

7月3日付の千葉日報紙面で、本市行政に関しても多くの助言を頂いております。千葉大学の関谷 昇教授も、地方議会について、議会の役割半ば放棄、こういう厳しい題名をつけて、多くの議会が議案をそのまま可決する追認議会と化していると、こうして警鐘を鳴らし、地方議会が行政のチェック機能を全うしていく必要性を強く訴えています。この件で茂原市議会はそのチェック機能を果たす議会へと進化できるのか、議案の追認機関としてとどまるのかが今、鋭く問われております。

このように、公共事業における談合の疑いが払拭できない、議会制民主主義が否定されているこの事業計画は、これだけで既に社会的公正性からは無縁のもので、賛同しかねるものでございます。

さらに、この計画には地域住民の根強い反対運動が起こりつつあります。特色のあると喧伝されながらも、実際は同じ自治体内に差別的な分断を持ち込む小中一貫教育そのものに対する疑問をはじめ、その大きな理由の1つに、実際見てみれば一目瞭然であります。水害や電車の騒音問題が心配される中学校の狭隘な土地に校舎を改めて建築する。このことでの環境悪化があるわけであり。これは、小学生にとっても中学生にとっても環境悪化を招いてしまうものであります。この事業を強引に進めた末、なぜあのような場所に校舎を建ててしまったのかと、心ある人ならば、後々必ずや後悔する。これは間違いないと思います。後悔先に立たず

であります。

住民合意の乏しい、そして地域に分断をもたらす事業は立ち止まって考え直すべきです。今、当局は保護者アンケートや学校再編だよりを使って、まさに統廃合ありきの世論誘導に躍起でございます。11回の住民説明会、これを開いたと言っておりますけれども、意図的につくられた住民の意思を創出するための、こうした一方的な世論誘導はやめていただきたい。率直な住民の声を尊重できないとなれば、これも住民自治、民主主義の否定であります。

先ほどの午前中の議会でも問題になりましたけども、議案質疑いたしましたけども、重要な案件ならば議会を無視しても構わない、こういう答弁があったわけでありまして。談合と議会制民主主義の否定を議会が承認するのか。特にこのような議案が成立するとあれば、議会制民主主義の否定を議会自ら宣言するようなものであります。

皆さんの良識ある判断を期待いたしまして、反対討論といたします。

○議長（ますだよしお君）　ここであらかじめ申し上げます。間もなく5時になりますので、延刻したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、延刻いたします。三橋弘明議員。

（19番 三橋弘明君登壇）

○19番（三橋弘明君）　志友会の三橋弘明です。議案第1号「契約の締結について」反対し、以下その理由を述べます。

本納小の本納中敷地内への移転建設については、多くの意見が出され、議論がされてきました。議会においては3月議会で僅差で可決されましたが、市は4月10日には国への補助金申請をし、さらに、議会に諮ることなく令和5年度に新治小学校を統合するとした確約書まで添付しております。4月22日には、令和3年9月スタートに向けた説明会を教育委員会及び関係者で開催しております。山積する課題も多く、急ピッチで進める必要があるためと思っておりますが、市主導で進められております。建設についても、入札の公告は5月13日であるにもかかわらず、当初からうわさのあった今回の落札業者緑川組が、4月当初より本納中へ打合せのため出入りしておったとの情報もあります。市は、談合情報等があれば基本的に入札を見合わせるのとことですが、そのようなこともなく今日に至っており、落札率も98%と非常に疑義のある入札結果と言えます。この際、契約の締結を見直すべきと考えます。また、移転、建設への反対署名も1週間余で2267人もあるとのことでもあります。

私も議員を20年以上務めさせていただいておりますが、今回のようなことは初めてです。毎

日新聞も今日の朝刊で大きく取り上げております。私たち一人一人の議員の在り方が問われております。私たち議員は、茂原市及び市民のために何が最善か、また市当局は、市民の声、議会の声を真摯に受け止めるべきであります。多数決の原理で進めれば、今後の市政運営に大きな禍根と対立の構造を増幅させることとなります。まちづくり条例の下、ここはいま一度立ち止まるべきであります。将来の本納のまちづくりの大事な一歩であり、本納中の生徒からも、非常に不安や反対の声が多く寄せられております。子どもたちの安全安心とともに、当事者である子どもたちの声を聞くべきであります。

議会に託された最後の機会であることを強く強く訴え、反対討論といたします。

○議長（ますだよしお君） はつたに幸一議員。

（9番 はつたに幸一君登壇）

○9番（はつたに幸一君） はつたに幸一でございます。私はこの議案について、反対の立場で申し述べさせていただきます。

今までもいろいろな議員のお話がありましたので、簡単に5つの点にまとめて申し上げます。

まず第1として、先ほどもありましたが、三橋議員からもありましたように、本納フォーラムという組織が住民の2000人以上を超える反対があることを新聞等で書いてありましたから、それがうかがえました。また、その内容も拝見しました。私は、この問題が生じた頃、本納の住民たち、私の知っている人たちの元に行って、それでいろんな意見も当時聞いた覚えがあります。そうすると、私が聞いた何人かは、この話について知らないだとか反対という声が私の耳には多かったです。だから、そういう意味では、この2000人を超える住民の声というのは、私の中では頷けるものだというふうに考えております。やはり住民、PTAの声として杉浦議員から要望があったわけですけれども、私は、まだまだこれが住民の声として議論を尽くされていないというように考えます。拙速に決めるのではなくて、もっと住民の声を聞くべきだというのがまず第1の理由でございます。

第2の理由は、議会無視といいますか、私は、ここの場所に決定するまでに、どれだけ議員の前にこの議案があったのか、持ち出されたのかということを見ると、これはほぼ市当局のほうで決定した後に追認というか、そういった形で議会に上ったと考えたんです。それは皆さんも同様に感じておられると私は考えます。やはり、これだけ重要な案件ですから、市当局の姿勢はどうだったのかと、議会無視と言われても仕方がないんじゃないかと私は考えます。それが第2点目です。

第3点目は、その結果として今新しく建設されようという場所でございます。どう考えても

この場所は、私は、非常に狭い、押し詰められたような、そういう場所だと、これは私だけの感じでございますか。皆さん、そう思わないですか。そのような環境で小さな子どもたちは、果たして学習環境としていいものかと考えたときに、私はこれはよくない、そう考えます。これは再考すべき、第3点目でございます。

第4点目は、先般皆さんもお聞きになったテープです。市民の方が教頭先生と話しているテープ。これはまだ4月の入札の前に行われた教頭先生と市民の人の話ですが、私がこのテープを聞いて考えたのは、あの厳格な学校の先生がまだ発注先も決まっていない業者と心を許して、これからの校舎の場所だとか教室の場所だとかそういう打合せをするということは、私は本当は思えない。業者としても、まだ自分のところが受注すると決定していない事業にもかかわらず、教頭先生と校舎の間取り等の話をしているということは、やはりそれも考えられない。これは既に、お互いに決定業者としての認識で話をしていたものと私は考えざるを得ません。また、教頭がこのことをテープに取られていたなんて当然知りませんですから、後にこれを議長等が問い合わせたら、いや、そんな話はしていない、プール等の話をしたんだと、こういう言い訳をしたということではありますが、かえって、そういうことを、虚偽の事実を言い訳にするのは非常におかしい。これはまずいと思うんですが、皆さん、いかがでございますか。

それから最後に、私はやはりこの本納中学校の場所、水害については大丈夫だという議員の話もありますが、ハザードマップ、これは取り違いがあったということもあったんですが、しかし、本当に住民たちはこの場所で根本的に水害も全部対処できると皆さん本当にお考えなのかと思います。後になって、やっぱりほか、もうちょっと時間をかけてでもいろいろ考えるべきだったということになれば、そういうことも私は考えられると思います。ですから、拙速に今ここで決めるのではなくて、もう少し時間をかけて再考すべきだと思います。その件について、もしこのままやって、昨年10月25日ぐらい、あるいはそれ以上の水害が発生し、悔やむということになるのであれば、これは、私は市長をはじめ、市当局ばかりか我々議会議員にも大きな責任があると考えます。いま一度、あらゆる観点で考慮し、そして拙速に決めないで、もう一度住民の人たちと話し合っ決めても遅くはないと私は考えます。

これが私の反対討論でございます。ありがとうございました。

○議長（ますだよしお君） 市原健二議員。

（22番 市原健二君登壇）

○22番（市原健二君） 本納小学校に関わる契約の締結のこの議案について反対し、その理由を述べます。

その前に、本日、毎日新聞が本納移転について大きく報道されました。よって、それを各議員に配付させていただきました。それでは討論に入ります。

本納小学校の移転新設に関わる問題点の具体的な内容については、これまでの議会においても、そして本日多くの議員から具体的に指摘、意見が出されたところでもあります。

さきの新聞報道によりますと、今月の7月3日、全国知事会、全国市長会、全国町村会の首長3団体が萩生田文部科学大臣に、新型コロナ再拡大に備え、その対策を含めて学校教育現場の少人数学級の実現を求める緊急提言をしたところでもあります。少人数学級問題とは、かねてより、教員や学者でつくる、ゆとりある教育を求める全国の教育条件を調べる会が提言しているものであり、公立小中学校で段階的に20人学級を実現し、教員と子どもたちが伸び伸びと教育をし、教育が受けられる環境づくりを目指していたものであります。新型コロナウイルス対策という新たな事態の発生もあり、文部科学大臣は、しっかりと取り組んでいくと、非常に前向きな姿勢を示したものであります。

少人数学級の実現の動きを踏まえ、茂原市内の既存の小中学校を全て存続する可能性が見えてきたところでもあります。特に、100年を超える歴史のある本納小学校については、校舎の耐震工事を3億円余をかけて実施したばかりであります。また、懸案の崖の撤去、解決の問題も見通しが立ち、あえて移転新築を今慌てて進める必要性は、全くその根拠はないと、そのように思っております。ましてや、全くの不適当地である校舎の建設予定地についても、既に指摘されたとおりであります。

こうした状況を受けて、地元本納地域では移転建設反対運動が大規模に展開されています。この異常な事態を市当局はどのように考えているのか。この異常事態の中で、市長、教育長をはじめ、市当局はどのようなわけか反対運動圧殺を狙い、本納中学校の職員を恫喝し、さらにはPTAにまで圧力をかけています。何ゆえにそこまでしてなりふり構わず拙速に事を急いでいるのか、どうしても理解できないところでもあります。

さらに、市当局は市議会の審議にかけることなく、4月10日に文部科学省宛てに小学校再編に関わる特約文書、いわゆる確約書まで提出するという絶対にあってはならないことを平気でやっている。これが今の当局であります。あえて言わせてもらうならば、これまで財政再建を旗印にいわゆる箱物の建設に関して全く否定的であった田中市長が、ここに来てこれまた何ゆえに短兵急に事を急がせているのか、全く意味不明であります。教育長をはじめとする市の職員は誰の意思を付度して、ハザードマップまで書き換えて、建設予定地周辺の繰り返される洪水に悩む地域住民の命の危険を顧みず、この校舎の建設に血道を上げているのか、断じて許す

ことのできない事実であります。

冒頭述べましたように、時代の変遷に伴い少子化の動きから学校の再編を政策として唱えてきた文部科学省も、新型コロナウイルス対策も兼ねて方針を改め、少人数学級の実現について、教員の増員を含めて前向きに検討し始めています。ここでもう一度、教育現場の実態について様々な検討を行い、そして地域住民、父兄からの要望をしっかりと聞き取り、市民全体が納得する方向性を求めていくことが最善の道であると強く訴えるところでもあります。

次に、校舎建設に関わる業者選定の入札について、これまた理解不能の動きがあり、疑念を生じているところであり、心配をしているところでもあります。当然にも国家予算と市民の皆様の血税を投入される建設資金について、そうした疑念がささやかれる事態は絶対にあってはならないことでもあります。

その疑念の内容であります。この議案の議決に直接関わる問題ですので、触れざるを得ません。この校舎建設に関わる業者選定の入札は5月13日に実施されました。開札は6月9日に行われましたが、落札価格は何と、先ほどもありましたが、予定価格の98%、驚くべき比率となっています。大企業の建設会社でも相当の時間と能力を要すると言われる4億円を超える予定価格に対し、これほどの積算能力を持つ落札業者、私は敬意を表さずにはおられません。問題は、その落札業者が入札の時期の約1か月前から本納中学校に出入りし、あたかも決定者のごとく新築する小中一貫校舎の内容について説明をしていたという事実があることでもあります。その業者が単にうかつであったでは済まされる問題ではありません。そうした事実関係だけ見ると、いわゆる談合ではないか疑わざるを得ないことになるのです。

実は、過日の全員協議会の場で、鈴木敏文議員から、そうした疑念があるのであれば告訴すればいい。全員協議会とはいえ告訴という言葉が出た以上、これは非常にゆゆしき問題である、これを受けて前向きに検討したいと、そのように私は考えております。ただし、そうした場合、入札に係る建設業者、そして市当局並びに総務部管財課等の関係職員にはそれなりに迷惑がかかることとなりますが、真実を明らかにし、疑念を払拭するためには致し方のないことと考えているところでもあります。

以上、述べましたが、あまりにもあらゆる点で問題点の多過ぎるこの議案については、一旦否決、撤回し、もう一度様々な観点から父兄、教員、市民の英知を結集して、十分な議論をすべきであると主張し、強く反対し、私の討論といたします。

○議長（ますだよしお君） 大柿恵司議員。

（6番 大柿恵司君登壇）

○6番（大柿恵司君） 緑風会の大柿恵司と申します。「住民合意のないまま本納中学校敷地への小学校建設に反対する請願」につきまして、先ほど教育福祉委員会委員長の向後研二議員より報告がございました。報告をお聞きして、私はこの請願に対し、賛成討論をいたします。

そもそも議会は行政のチェック機関として存在し、執行機関が誤った判断で本市の経営をリードしていくことのないよう、常に監視していなければなりません。当然ながら、本市行政の方針に何でも賛成、何でも反対は許されません。是々非々で臨むこととなります。したがって、議会は行政と常に一心同体ではあり得ず、また行政を追認するだけの機関であってはなりません。議会そして議員は自らの判断力を持って良否を考え、市民の思いに寄り添い、本市の発展と市民の幸福を追求、実現させていくための活動をしなければなりません。

本市では、4月10日付で国に対し国庫負担事業認定申請書を提出しています。採択の内定通知があったのは6月26日です。内定ですよ。千葉県に問い合わせたところ、採択の決定通知はまだ先のことで、今のところ分からないということでした。また、補助金交付申請書も今月初めに提出されています。補助金交付決定通知はまだ先のことであります。

しかしながら、去る5月13日に一般競争入札を公告、6月9日に入札、開札を実施しています。当該事業で採択されるかどうか分からないうちに、しかも、事業認定申請に際し、国に対して、3年以内に新治小学校と本納小学校を統合させるという確約書を添えて提出しています。議会や地元には秘密裏にでございます。これほど議会を愚弄した行為はありません。これを好意を持って受け入れている議員がいることには大変驚いておる次第であります。

さらに、統合が達成できなかった場合には、補助金返還をしなければなりません。言わば、茂原市が不渡りを出すということでもあります。議会に秘密でやったことですから、いざとなれば御自分たちで返済するという覚悟の上だったと認識しております。

ついでにお話ししますが、当局は、本納小学校PTAから移転請願書があったので、これを根拠として移転話を進めたとおっしゃっていますが、これもPTA総会を開いて決められたわけではなく、当局作成の請願書提出の事前事後の通知を全保護者に送付してあるわけではありません。まるで秘密裏、確約書と同じような事の運び方であります。

さて、小中学校の再編や移転問題につきましては、地元本納地区では市町村合併にも匹敵する大きな問題であると捉えられています。本日この議場にお集まりの皆様には、そのことを御理解の上、また地元の多くの心配を認識された上でこの場に臨まれていらっしゃるのでしょうか。当局の開催する、本納中学校へ、水害を免れ得ない敷地片隅への統合小学校建設及び小中一貫校建設について、このところの地元説明会、本納小PTA役員会での説明会、本納中同

窓会説明会において、参加者は当局の意を理解し、安心してもろ手を挙げて賛意を表明しているとお思いですか。その反対ではないですか。

住民はどのような疑問や心配を持たれ、どのような質問が寄せられているか、皆さん、把握なさっていますでしょうか。会議の様子、録音をお聞きしますと、疑問や心配のお気持ちが寄せられています。そして、当局の答えは毎度、御理解くださいに終始しており、あるいはその場しのぎの回答が多いです。

去る6月27日には本納小学校PTA役員会があり、30分間ほど移転問題についての説明と質疑応答がなされました。120年の歴史ある本納小学校は、崖を削りこの場所に置いてほしい。住民の安全な避難場所にもなり、車も置けるとの意見に大拍手が沸き起こりました。建設場所はすぐ傍らを電車が通り、1時間に9本ほど通りますが、授業に集中できない。また、コロナのような事態には窓を開けるのではないかとの問いに、二重サッシにする。線路と反対側の校舎の窓を開けるというものでした。電車の通過音は既存の建物に反響して、余計大きくなって開け放った西側の窓から入ってきます。大地震時に建物の間が狭くて素早く安全にグラウンドに逃げられないという質問もありました。それに対しては、これから検討するというものであります。体育の授業や放課後のスポーツ活動では小学生、中学生が競合しグラウンドが狭くて支障が出るとの質問に対しての答弁は、授業では重ならないようにカリキュラムを組む、また、放課後は本納小学校の校庭を利用することを考えるというものであります。

本納中学校のホームページには、周辺は道路幅が狭く危険が多いと正直に学校を紹介されています。小学生に歩かせるのでしょうか。それこそ、二重サッシのガラスは厚み何センチで何ホーンに低減できるのでしょうか。サメが泳ぐ水族館のガラスはすごく厚いですが、どのくらいの厚さのものを考えているのか。コロナが継続していれば、全く意味をなさない。現在の本納小学校ならば、緑の風が吹き渡ります。この間、私、屋上に上がって見てきましたけども、すごく自然豊かでした。数日前の本納中学校同窓会の説明会では、本納小や豊岡小のPTA役員も参加されたようですが、当局から本納小の崖は安全だとの説明があったそうです。

今回、僅か9日間、実質1週間足らずで2267名もの市民の方々から住民合意のないまま本納中学校敷地への小学校建設に反対する署名が集まりました。ここにいらっしゃる議員の皆さんの地元から2300名もの署名が集まって突きつけられたら、じっとしていられますか。無視できますか。本納地区の多くの住民は真剣なんです。現在、住民合意がなされていないまま工事が突き進むことに、議員の皆さんは同意なさるのですか。ふだん、幾ら市民の願い、意見を行政

に反映させますと口にし、パンフレットに太い文字で書いても、住民はだまされません。特に、本納地区の住民には。それでもいいなら、本納地区住民の思いをどうぞ踏みにじってください。私はこの2267名の署名を添えた請願を真心を持って受け止めます。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（ますだよしお君） 他にありませんか。鈴木敏文議員。

（17番 鈴木敏文君登壇）

○17番（鈴木敏文君） もばら会の鈴木敏文でございます。議案第1号「契約の締結について」賛成の立場から討論をさせていただきます。

本件につきましては、平成30年12月議会の補正予算で土質調査について可決され、平成31年度当初予算にて実施計画が可決され、令和2年度当初予算において建設工事費が可決された事案であります。

本納小学校は、令和元年7月に土砂災害防止法により特別警戒区域に指定されたことにより、子どもたちの安全確保のためには早期の対策が求められたところであります。同年10月25日の大雨により裏山が崩落し、一日も早い対策が必要となりました。早期に安全を確保するためには、本納中学校敷地への移転が最善であると考えます。

本納中学校通学路が水没し危険であるとの御意見がありますが、中学校付近の水没につきましては今回が初めてのことであり、同日には本納小学校付近の道路も水没したと伺っております。子どもたちの安全安心確保のためには、一日も早い本納中学校敷地への早期の移転が急務であると考えますので、本案には賛成いたします。

先ほど、市原議員の発言の中で、私の発言の紹介がありましたが、先般開催されました本納小学校移転に関する協議の中での発言と思われます。この会議の冒頭、議長より、本会の会議内容は外部に発表しないので自由に発言をしてもらいたい。また、議事録や録音等はしないようにとの話がありましたので、発言をいたしました。私の発言の趣旨は、仮に談合があったとすれば、議会での調査には限度があり、司法に委ねるべきではないかとの趣旨で発言したものであります。先ほどの市原議員の発言は事実誤認でありますので、訂正を頂きますようよろしくお願いいたします。

以上で討論といたします。

○議長（ますだよしお君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、報告について採決します。

報告第1号「専決処分の承認を求めること」については、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがって、報告第1号は承認することと決定しました。

次に、議案について採決します。

議案第1号「契約の締結について」ですが、先ほどの委員長報告は否決であります。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、請願について採決します。

今臨時会に付議されました請願は1件であります。

請願第1号「住民合意のないまま本納中学校敷地への小学校建設に反対する請願」についてであります。本件に対する委員長報告は採択であります。

請願第1号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがって、請願第1号は不採択とすることと決定しました。

以上で、今臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議録の調製に当たり、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。したがって、そのように決定しました。

☆ ☆

○本日の会議要綱

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定

3. 報告第 1 号及び議案第 1 号の上程説明並びに質疑後委員会付託
4. 請願の上程後委員会付託
5. 議案並びに請願の総括審議

○出席議員

議長 ますだ よしお 君

1番	飯尾 暁 君	2番	西ヶ谷 正 士 君
3番	石毛 隆 夫 君	4番	岡 沢 与志隆 君
5番	平 ゆき子 君	6番	大 柿 恵 司 君
7番	向 後 研 二 君	8番	杉 浦 康 一 君
9番	はつたに 幸 一 君	10番	小久保 ともこ 君
11番	田 畑 毅 君	12番	山 田 広 宣 君
14番	金 坂 道 人 君	15番	中 山 和 夫 君
16番	山田 きよし 君	17番	鈴 木 敏 文 君
19番	三 橋 弘 明 君	20番	竹 本 正 明 君
21番	常 泉 健 一 君	22番	市 原 健 二 君

————— ☆ ————— ☆ —————

○欠席議員

13番 前 田 正 志 君

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	豊田正斗君
教育長	内田達也君	理事	中村光一君
総務部長	山田隆二君	企画財政部長	麻生新太郎君
市民部長	久我健司君	福祉部長	関屋典君
経済環境部長	飯尾克彦君	都市建設部長	渡辺修一君
教育部長	岩瀬裕之君	総務部次長 (総務課長事務取扱)	田中正人君
企画財政部次長 (企画政策課長事務取扱)	中村一之君	市民部次長 (生活課長事務取扱)	地引加代子君
福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	花沢春雄君	経済環境部次長 (商工観光課長事務取扱)	山本茂樹君
都市建設部次長 (土木建設課長事務取扱)	白井高君	都市建設部次長 (建築課長事務取扱)	高橋啓一君
教育部次長 (教育総務課長事務取扱)	渡辺裕次郎君	職員課長	平井仁君
財政課長	木島成浩君		

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事務局長	内山千里
局長補佐	鶴岡隆之
議事係長	金坂賢

————— ☆ ————— ☆ —————

○議長（ますだよしお君） これをもちまして、令和2年茂原市議会7月臨時会を閉会します。
長時間にわたる御審議、誠に御苦労さまでした。

午後5時31分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年9月4日

茂原市議会議長 ますだ よしお

茂原市議会議員 鈴木 敏 文

茂原市議会議員 三 橋 弘 明